令和７年第４回日南町議会定例会

請　願　文　書　表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第１号	令和７年 ５月29日	一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願	別紙写しのとおり	鳥取市西品治510-7 新日本婦人の会鳥取県本部 会長　岡本　裕子	岡本　健三 荒金　敏江	総務教育常任委員会

日南町議会
受付
25.5.29
第 1 号

2025年 5 月 29 日

日南町　議会議長
山本芳昭 様

請願者　新日本婦人の会鳥取県本部
会長　岡本裕子
鳥取市西品治510－7
℡0857-21-4445

紹介議員　岡本健三
荒金敏江

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願

【請願趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。

今、通称使用の拡大で夫婦同姓を押し通そうとする動きもありますが、通称使用の弊害は混乱を深めるだけで何の解決にならない事は、現在通称使用をしている人が指摘しています。また、経団連からも国際的に通用せず、女性のキャリアアップを阻害するものであると、一刻も早い選択的夫婦別姓の導入を求める提言を発表しました。

1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。 2015 年および 2021 年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

国民の判断という点では世論調査で約 7 割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。「名前は人権」「なぜ、多くの場合、女性が結婚によって姓を変えなければならないのか」「世界は選択的夫婦別姓を認めているが、そういう国では家族は崩壊しているのか」と選択的夫婦別姓を望む声が今、国会を包囲しています。地方議会からも早期の法改正の意見書が次つぎあがっており、一日も早い国会の対応が求められます。貴自治体からも、一日も早く選択的夫婦別姓を導入するよう求める意見をあげてください。

【請願項目】

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府および国会に求める意見書をあげてください

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書【案】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。 1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、 四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。 2015 年および 2021 年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

国民の判断という点では世論調査で約 7 割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。

よって、国においては一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするように求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先　衆議院議長　額賀福志郎殿
　　参議院議長　関口昌一殿
　　内閣総理大臣　石破茂殿